

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 占用料金額表				別表（第2条関係） 占用料金額表			
占用物件		単 位	占用料	占用物件		単 位	占用料
電柱，電線，変圧塔，公衆電話所，郵便差出箱，広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>480円</u>	
	第2種電柱		<u>880円</u>	第2種電柱		<u>730円</u>	
	第3種電柱		<u>1,200円</u>	第3種電柱		<u>990円</u>	
	第1種電話柱		<u>510円</u>	第1種電話柱		<u>430円</u>	
	第2種電話柱		<u>820円</u>	第2種電話柱		<u>680円</u>	
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>	第3種電話柱		<u>940円</u>	
	その他の柱類		<u>51円</u>	その他の柱類		<u>43円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	<u>5円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	<u>4円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>500円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	<u>310円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	<u>260円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>430円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>	

改正後				改正前					
	広告塔		表示面積1m ² につき1年	900円		広告塔		表示面積1m ² につき1年	870円
	その他のもの		占用面積1m ² につき1年	1,000円		その他のもの		占用面積1m ² につき1年	850円
水管，下水道管，ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	22円	水管，下水道管，ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	18円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			31円		外径が0.07m以上0.1m未満のもの			26円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			46円		外径が0.1m以上0.15m未満のもの			38円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			61円		外径が0.15m以上0.2m未満のもの			51円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			92円		外径が0.2m以上0.3m未満のもの			77円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			120円		外径が0.3m以上0.4m未満のもの			100円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			220円		外径が0.4m以上0.7m未満のもの			180円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			310円		外径が0.7m以上1m未満のもの			260円
外径が1m以上のもの		610円	外径が1m以上のもの		510円				
鉄道，軌道，歩廊その他これらに類する施設			占用面積1m ² につき1年	1,000円	鉄道，軌道，歩廊その他これらに類する施設			占用面積1m ² につき1年	850円
通路，浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		占用面積1m ² につき1年	450円	通路，浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		占用面積1m ² につき1年	430円
	地下に設ける通路			270円		地下に設ける通路			260円
	その他のもの			1,000円		その他のもの			850円
露店，商品置場その他これらに類する施設	略		占用面積1m ² につき1月	90円	露店，商品置場その他これらに類する施設	略		占用面積1m ² につき1月	87円
	その他のもの					その他のもの			
看板，標識，旗ざお，幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	90円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	87円	
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	900円		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	870円	
	標識		1本につき1年	820円	標識		1本につき1年	680円	
	旗ざお	略		1本につき1月	90円	旗ざお	略		1本につき1月
その他のもの		その他のもの							

改正後				改正前				
	幕（工事用施設であるものを除く。）	略		幕（工事用施設であるものを除く。）	略		87円	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月		90円	その他のもの		その面積1㎡につき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
	その他のもの	450円			その他のもの	430円		
太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1㎡につき1年	1,000円	太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1㎡につき1年	850円
工事用板囲，足場，詰所その他の工事用施設及び土石，竹木，瓦その他の工事用材料			占有面積1㎡につき1月	90円	工事用板囲，足場，詰所その他の工事用施設及び土石，竹木，瓦その他の工事用材料		占有面積1㎡につき1月	87円
耐火建築物の工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物				100円	耐火建築物の工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物			85円
備考 略				備考 略				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。